

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	情報通信システムに関する経費	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者	
担当部署	海上保安庁総務部	担当課室	情報通信課	課長 中嶋 哲雄	
会計区分	一般会計	上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第28、29号	関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。				
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を的確に遂行するためには、事件・事故の発生情報やこれらへの対応に係る指示を迅速かつ的確に巡視船艇等に伝達することや、状況把握のため現場海域の画像を陸上の部署へリアルタイムで伝送するといった対応が求められるところ、運用司令装置や映像衛星伝送システム等の整備や修繕を行っている。</p> <p>また、携帯電話からの海難情報等の緊急通報(118番)時に、自動的に通報者の位置情報を受信できる「緊急通報位置情報表示システム」を導入する等、通信システムを高度化し、海難救助等への対応時間の短縮を図る等している。</p>				
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)4,589百万円・(補正予算)243百万円 (主要整備事項) 海上保安業務システムの構築【11箇所:一～十一管区】、キャンプシュワブに係る通信体制【1箇所:十一管区】の構築等</p> <p>【20年度】(当初予算)4,242百万円・(補正予算)300百万円 (主要整備事項) 海上保安業務システムの構築【11箇所:一～十一管区】、運用司令装置【1箇所:十管区】の更新等</p> <p>【21年度】(当初予算)3,501百万円・(補正予算)2,079百万円 (主要整備事項) 運用司令装置【1箇所:八管区】の更新、ヘリコプター撮影画像伝送システム【大型巡視船6隻】の整備等</p>				
予算の状況 (単位:百万円)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	4,832	4,542	5,579	3,632
	執行額	5,721	4,178	5,691	
	執行率	118.4%※	92.0%	102.0%※	
総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である通信装置・情報システム機器の製造メーカーや通信回線を提供する電気通信事業者などの民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。			
	見直しの余地	これまで、陸上の部署と船艇基地間を結ぶ電話回線を廃止してきたほか、部署間等を結ぶ陸上回線のうち、民間の安価な回線網が利用可能な部分は同回線網に移行することにより、通信経費の節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札や公募によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。			
化 予 算 監 視 の 効 率					
補 記	<p>※「執行額」に前年度からの繰越に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。</p> <p>【予算科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・015 船舶交通安全及海上治安対策費 ・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・95014-2123-09-1040 情報処理業務庁費 280百万円 273百万円 ・95014-2123-09-2062 通信業務庁費 678百万円 667百万円 ・95014-2123-09-4120 通信専用料 1,234百万円 1,234百万円 ・95014-2123-09-4211 電子計算機借料 1,089百万円 1,053百万円 ・95014-2204-15-0315 通信設備整備費 2,298百万円 2,464百万円 				

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位:百万円)

<p>海上保安庁 5,691百万円</p>	<p>○当庁全体に係る情報通信システムの整備計画等の企画立案、 調達関係事務</p>
<p>【一般競争入札】 A. 民間事業者(49社) 1,856百万円</p>	<p>○当庁が発注した調達品のリース 等 〔サーバー、パソコン データ通信回線使用料 等〕</p>
<p>【一般競争入札(総合評価方式)】 B. 民間事業者(2社) 1,958百万円</p>	<p>○当庁が発注した調達品の納入 〔映像伝送装置〕</p>
<p>【随意契約】 C. 民間事業者(67社) 440百万円</p>	<p>○当庁が発注した調達品の納入、リース 等 〔画像処理装置、航空用通信装置 無線制御回線使用料(毎年継続的に契約しているもの)〕</p>
<p>【随意契約】 D. 公益法人等(6機関) 5百万円</p>	<p>(うち公募による契約 2件 36百万円) ○入札広告等の官報への掲載等 〔官報公告、データ購入 等〕</p>
<p>E. 管区海上保安本部等(13機関) 1,432百万円</p>	<p>○管区海上保安本部に係る情報通信システムの整備計画等の 企画立案、調達関係事務</p>
<p>【一般競争入札】 F. 民間事業者(74社) 340百万円</p>	<p>○当庁が発注した調達品の整備工事等 〔運用司令装置設置 等〕</p>
<p>【随意契約】 G. 民間事業者(644社) 1,083百万円</p>	<p>○当庁が発注した調達品の納入、通信回線の 〔無線制御回線使用料(毎年継続的に契約しているもの) トナーカートリッジ 等〕</p>
<p>【随意契約】 H. 公益法人等(25機関) 9百万円</p>	<p>○当庁が発注した施設の管理業務 〔電気設備の点検業務 等〕</p>
<p>【随意契約】 航空用通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。 また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。 (国の行為を秘密にする必要がある事項) ○ 通信装置の暗号方式等の情報 等 (参考) 「会計法」 第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第二項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。 (中略) 四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。 五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。 「予算決算及び会計令」 (随意契約によることができる場合) 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。 (中略) 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。 (見積書の徴取) 第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。 「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」 第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。 (中略) 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの ※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度のコ金額) ○ 一般物品又は特定役務 1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)</p>	

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。使
 途と費目の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.リコーリース(株)			E.第三管区海上保安本部		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	パソコン等借入保守	351	工事費	運用司令装置設置工事等	96
			通信費	無線制御用回線使用料等	74
			その他	その他の経費	58
計		351	計		228
B.日本電気(株)			F.日本無線(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	映像伝送装置購入	982	工事費	運用司令装置設置工事	67
計		982	計		67
C.NTTコミュニケーションズ(株)			G.東日本電信電話(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信費	デジタル通信回線使用料	165	通信費	無線制御用回線使用料	245
計		165	計		245
D.(財)リモートセンシング技術センター			H.(財)東北電気保安協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	データ購入	2	人件費	電気設備の点検作業費	1
計		2	計		1

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A.民間事業者(49社) 1,856百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	リコーリース(株)	351
2	NTTコミュニケーションズ(株)	231
3	日本電子計算機(株)	193
4	NTTファイナンス(株)	189
5	KDDI(株)	115
6	日本無線(株)	98
7	沖電気工業(株)	90
8	日立電子サービス(株)	80
9	日立キャピタル(株)	79
10	富士通(株)	60

B.民間事業者(2社) 1,958百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	日本電気(株)	982
2	日本無線(株)	976
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

C.民間事業者(67社) 440百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	NTTコミュニケーションズ(株)	165
2	スカパーJSAT(株)	68
3	NECネクスソリューションズ(株)	39
4	(株)カナデン	21
5	KDDI(株)	19
6	三菱電機(株)	15
7	NSリース(株)	12
8	オーブコムジャパン(株)	8
9	ソフトバンクテレコム(株)	5
10	(株)上永電機工業所	4

D.公益法人等(6機関) 5百万円		
	支出先	金額 (百万円)
1	(財)リモートセンシング技術センター	2
2	(独)国立印刷局	2
3	(財)日本ITU協会	1
4	(財)経済調査会	0
5	(財)建設物価調査会	0
6	(財)電気通信振興会	0
7		
8		
9		
10		

E.管区海上保安本部等(13機関) 1,432百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	228
2	第一管区海上保安本部	190
3	第十管区海上保安本部	188
4	第七管区海上保安本部	140
5	第八管区海上保安本部	134
6	第五管区海上保安本部	117
7	第二管区海上保安本部	105
8	第十一管区海上保安本部	100
9	第六管区海上保安本部	117
10	第四管区海上保安本部	71

F.民間事業者(74社) 340百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	日本無線(株)	67
2	名古屋通信工業(株)	23
3	(有)谷山無線	17
4	(株)舞鶴計器	14
5	日本電気(株)	12
6	和光(株)	12
7	(株)西日本電波	11
8	日本電波興業(株)	9
9	鹿児島ドック鉄工(株)	9
10	(株)ハイエレコン	9

G.民間事業者(644社) 1,083百万円		
	支出先	金額 (百万円)
1	東日本電信電話(株)	245
2	(株)NTTドコモ	190
3	西日本電信電話(株)	188
4	NTTコミュニケーションズ(株)	53
5	富士重工業(株)	37
6	(株)ジャムコ	30
7	KDDI(株)	28
8	沖ウインテック(株)	9
9	(株)サンエイチ	8
10	日本無線(株)	8

H.公益法人等(25機関) 9百万円		
	支出先	金額 (百万円)
1	(財)東北電気保安協会	1
2	(財)建設物価調査会	1
3	(財)北海道電気保安協会	1
4	(財)経済調査会	1
5	(財)北陸電気保安協会	1
6	(財)電気通信振興会	0
7	(財)中部電気保安協会	0
8	(財)九州電気保安協会	0
9	(財)関西電気保安協会	0
10	(財)四国電気保安協会	0